

## (1) 平和構築支援と難民・避難 民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史の違いなど様々な要因や、貧困や格差などの影響によって、地域・国内紛争が発生しています。近年の地政学的な国家間競争の激化や緊張の高まり、既存の国際的秩序への挑戦的な主張を強める国々の台頭も、世界の経済・社会の発展と安定に大きな負の影響をもたらしています。

紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。ある国や地域の紛争の影響は、世界全体に何らかの形で影響を及ぼすものであり、このような紛争の長期化も課題となっています。2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略、2023年10月に発生したハマス等によるテロ攻撃以降の中東情勢の悪化は、ますます深刻な人道危機をもたらしており、国際社会全体にとっての大きな課題となっています。気候変動が平和と安定に及ぼす影響についても懸念されています。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中で、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭においた平和構築の取組はますます重要になっています。



パレスチナのガザ地区において障害者世帯・脆弱世帯への食料・生活支援物資を配布する様子（写真：特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン）

## 日本の取組

### ■ 平和構築支援

紛争などによる人道危機への対応として、日本は初期の段階から、緊急に必要とされる人道支援を中長期的な開発協力を見据えて行う「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」<sup>注39</sup>を推進しています。人道危機が長期化・多様化する中、平時から中長期的な観点に立った強靱な国造りや社会安定化といった平和の持続のための支援を行うアプローチで、紛争などの影響により脆弱な状況が続く各国・地域において、難民の自立を支援し、さらなる危機の根本要因に対処するため、人道支援から、貧困削減、経済開発、平和構築、紛争予防までにわたる支援を継ぎ目なく展開しています。

継ぎ目ない支援を展開するため、日本は、国際機関を通じたものを含む無償資金協力と技術協力を組み合わせて、紛争下における難民・避難民に対する人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援を実施しています。平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援も実施しています。基礎インフラの復旧や制度の整備支援、保健や教育などの社会開発も行っているほか、ホストコミュニティとの共存を促す取組、難民・避難民の帰還・再定住に向けた取組といった復興支援にも取り組んでいます。なお、これらの取組においては、国連安全保障理事会（安保理）決議第1325号を始めとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争の予防や解決、平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます（女性・平和・安全保障（WPS）については81ページの注93を参照）。

ウガンダでは、2017年以降、近隣国での紛争により、ウガンダに逃れてきている150万人以上の難民と、経済状況の悪化に苦しむホストコミュニティの住

注39 人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の頭文字をとったもの。人道支援と並行して、難民の自立支援や受入れ国の負担軽減のための開発協力をし、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ。

民との間の緊張が高まっていることから、難民とホストコミュニティの住民である女性たちに対し、紛争予防・解決能力向上のための研修、職業訓練を実施するほか、性的暴力被害者の保護の強化などを行っています。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）<sup>解説</sup>などの場において、紛争の解決や予防、紛争後の復旧や国造りに対する支援の在り方に関する議論が行われています。日本は設立時からPBCに参加し、制度構築や人材育成に取り組む重要性や、関係機関（国連安保理、国連総会、PBCなどの国連機関、ドナー国、地域的機関、世界銀行・IMFなどの国際金融機関、民間セクターなど）の間での連携強化の必要性を伝えるなど、積極的に貢献してきました。国連平和構築基金（PBF）<sup>解説</sup>にも、2024年12月時点で総額6,720万ドルを拠出し、主要ドナー国として貢献してきました。また、日本は2023年1月から2年間、安保理非常任理事国を務め、任期中2度の議長月には平和構築・紛争予防に関する安保理公開討論を計2回主催しました。安保理理事国任期終了後も、引き続き国連における優先課題の一つとして、積極的に貢献していきます。

日本は、従来、国連平和維持活動（国連PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携に努めてきています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

日本は、国連、被援助国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練などを行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、例えば、アフリカおよびアジアの工兵要員を訓練するために、自衛隊員などを派遣して重機操作訓練を実施しているほか、医療分野において救命訓練実施のための自衛隊員派遣や国連PKOミッションの遠隔医療体制整備などに貢献しています。

その他、平和構築に従事する人材に求められる資質

が多様化、複雑化していることに鑑み、日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」<sup>注40</sup>を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しています。これまでに実施した国内研修には延べ1,000人以上が参加しました。修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で活躍しています。

## ■ 難民・避難民支援

レバノン、シリア、アフガニスタン、ミャンマー、ウクライナ、スーダンなどの情勢を受け、世界の難民・避難民などの数は年々増加しており、2024年5月には1億2,000万人に達し、第二次世界大戦後で最大規模を更新するなど、人道状況は厳しさを増しています。日本は2023年12月にジュネーブで行われた第2回グローバル難民フォーラム（GRF）の共催国を務め、こうした人道状況の悪化を食い止め、国内外の難民・避難民の自立や受入れ国の負担軽減のため、国際社会の団結と協力強化を呼びかけました。人間の安全保障の観点からも、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるように、難民・避難民などに対するものを含む人道支援を行っています。

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）を始めとする国際機関と連携して、シェルターや食料など基礎生活に必要な物資の配布を世界各地で継続的に実施しています。日本は、上記の国連機関や国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などと連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民などに対する人道支援を実施しています。例えば、2024年には、ロシアのウクライナ侵略によって発生した周辺国のウクライナ避難民およびウクライナ国内避難民に対して、UNHCRなどを通じて人道支援を実施しています。また、スーダンにおける武力衝突により発生した難民および国内避難民などに対して、WFPやICRCなどを通じた人道支援を実施していま

<sup>注40</sup> 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace\\_b/j\\_ikusei\\_shokai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html)）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。

す。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）<sup>注41</sup> を通じた日本のNGOによる難民・避難民などへの支援も行われています（110ページの「案件紹介」を参照）。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民などに対する人道支援を行う際、NGOや民間企業とも連携を図っています。例えば、UNHCRが行う難民支援に際しては、JICAがUNHCRと連携し、HDPネクサスの観点から、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。



エチオピアのアムハラ州北ウォロ県において紛争の危機に対応するための太陽光発電による給水施設の復旧支援を行う様子（写真：特定非営利活動法人ADRA Japan）

### ■ 対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾がいまだ残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。そのため、対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や対人地雷・不発弾対策関係者の能力強化などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、HDPネクサスの観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実

に行っています。例えば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対しては、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上への協力や、地雷対策関係者に対する教育訓練環境の改善および訪問者への地雷問題の理解促進・啓発を図るため、CMACの研修施設や広報施設を建設する支援を行っています。こうした包括的な支援により、CMACは2009年以降2024年12月までに、日本の協力の下、アンゴラ、イラク、ウクライナ、エチオピア、コロンビア、ソマリア、ナイジェリア、南スーダン、ラオスに対し、延べ500人以上の地雷・不発弾対策に従事する職員の研修を実施しており、南南協力・三角協力<sup>注42</sup>の実現にも貢献しています（カンボジアにおける地雷支援とそれを活用したウクライナ支援については53ページの「国際協力の現場から」を参照）。

2024年7月、上川外務大臣（当時）はカンボジアを訪問し、CMACを視察しました。その機会に、日本の地雷対策のビジョンとして、多様なパートナーと連携し、リスク回避教育・啓発支援、地雷除去支援、地雷被害者支援まで、地雷に関する様々なニーズに対して段階に応じた包括的な支援実施を示す「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」<sup>注43</sup>を発表しました。同時に、これを体現する新たな協力アプローチとして、カンボジアと協力して、「日カンボジア地雷イニシアティブ」<sup>注44</sup>を立ち上げることを発表しました。

不発弾の被害が大きいラオスに対しては、CMACでの研修以外にも不発弾対策機関への専門家の派遣により、活動計画策定やモニタリングに関する実施能力の強化を行っているほか、同機関の活動を促進するための設備整備や地雷検知センサーなどの必要機材の供与を行っています。日本はカンボジアを始め各地の地雷除去に長年協力してきた経験・知見を活用し、ウクライナの戦後復興において、住民の安心・安全の確保のみならず、生活、農業、産業の再建にも欠くことができない地雷や不発弾の処理に、積極的に協力しています。

<sup>注41</sup> 137ページの用語解説を参照。

<sup>注42</sup> 104ページの用語解説を参照。

<sup>注43</sup> ODAを触媒に、国際機関、NGO、日本企業などの多様なパートナーと連携し、地雷に関する様々なニーズ、段階に応じた包括的な支援を進めるというビジョンを示したもの。支援のアプローチとして、(1) カンボジアをハブとした三角協力の推進、(2) 同志国・国際機関との連携、(3) 日本の科学技術の活用をあげている。

<sup>注44</sup> 長年にわたる地雷対策分野における協力の実績を基盤として、(1) 地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2) カンボジア関係機関に地雷なき世界のための国際協力チームを創設、(3) 日カンボジア連携による第三国での地雷対策支援、(4) 最新技術を用いた機材開発の4つを柱とした協力強化を示したものの。

地雷・不発弾の埋設地域が残るカンボジア、スリランカおよび中東・アフリカ地域の複数国においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力<sup>注45</sup>を活用し、国際NGOを通じた地雷除去活動の実施や、地雷除去機、油圧ショベルなどの地雷除去関連機材の供与を行いました。

日本は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、スロベニアに本部を置く国際NPOである人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）が、ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷行動センターと協力して実施している地雷除去活動を支援しており、西バルカン地域の連結性向上にも貢献しています。

アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷や不発弾などの危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的とした講習会などの教育事業を、日本NGO連携無償資金協力を通じて実施しており、住民への啓発活動が着実に進められています。日本は、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2024年には、エチオピア、ソマリア、ナイジェリア、パレスチナに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じて、地雷除去、危険回避教育、被害者支援などの地雷・不発弾対策支援を行っています。2024年は他にも、国連児童基金（UNICEF）経由でアフガニスタン、中央アフリカ、パレスチナ、ミャンマーにおい

て危険回避教育に関する支援を実施しています。ICRCを通じて、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、ミャンマーなどでも危険回避教育などの支援を行っています。また、日本は、ウクライナ国内の地雷除去を支援する国際会議を、2025年秋に日本で開催する方向で調整しています。

小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」（2018年）に基づいて設置された「人命を救う軍縮（SALIENT）」基金へのドナー国であるなど、小型武器対策の議論に積極的に貢献しています。



アフリカ4か国からの視察団に対して、日本製の地雷除去機器を使ったカンボジアの地雷除去オペレーションについて説明を行うカンボジア地雷対策センター・プム口副長官（写真：JICA）



## 用語解説

### 国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）

2005年の安全保障理事会（安保理）決議および総会決議に基づき設立された国連の安保理および総会の諮問機関。紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言・提案することを目的とし、安保理、総会などに対してブリーフィングの実施や書面の提出を通じた助言を提供する。日本はPBC設立時から一貫して、PBCの中核である組織委員会のメンバーを務めている。

### 国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）

2006年に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施。

## (2) 社会の安全・安定の確保

日本は周囲を海に囲まれた島国であり、エネルギー資源や食料の99.5%以上を海上輸送に依存していることから、これまで海上の脅威への対処や、海上交通

の安全・保安に関する技術を深化させてきました。開発途上国にとっても、重要な海上輸送における脅威への対処を始めとする海上交通の安全確保や、安全に航路を利用するための海上保安に関する人材育成などは、国家の存立・繁栄に直結する課題です。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のた

注45 145ページの第V部2（2）を参照。

## 国際協力の現場から 4

カンボジアと培った地雷・不発弾処理の技術で  
ウクライナの人々を守る

カンボジアは、ベトナム戦争とその後の内戦により、世界有数の地雷・不発弾被害を受けました。カンボジア政府は、地雷・不発弾除去を国家政策として進めてきていますが、主要な政府機関としてその地雷除去活動を牽引しているのがカンボジア地雷対策センター（CMAC）です。

1998年以來、日本は、CMACに対して機材供与や人材育成、研究開発のための資金協力、組織の能力向上に向けた技術協力を実施するなど、カンボジアの地雷対策に一貫して協力してきました。自国内の地雷除去を着実に進めてきたカンボジアは、今や地雷除去面積で世界最大の実績を誇り、世界の地雷対策をリードする存在です。自国の知見をいかした研修などを通じて、これまでにコロンビア、ラオス、アンゴラ、イラクなどの地雷対策にも貢献しています。

ロシアによる侵略が継続するウクライナに対しても、日本とCMACは協力しながら地雷対策支援を行っています。2023年以降、ウクライナの政府職員を対象とした地雷除去関連機材の使用訓練や住民への啓蒙活動に関する研修の実施、政府高官の現場視察の受入れを行っています。

2024年7月、日本はウクライナ非常事態庁に大型地雷除去機2台を供与しました。除去機を開発したのは、カンボジアでCMACと共に地雷除去機を開発した株式会社日建です。社長の雨宮 誠氏は、「カンボジアのこどもたちが走り回れるグラウンドを作りたい、先代社長のそんな思いから、地雷や爆弾の知識もないままに除去機の開発に取り組み、5年をかけて世界で唯一のショベル式除去機を開発した。」と語ります。油圧ショベル式の除去機はブルドーザ式よりも汎用性が高く、先端のアタッチメントを替えることで爆発物の危険性が高い環境でも多様な作業工程や目



ウクライナ非常事態庁の関係者に、日本製のレーダーシステムによる金属探査機を使った地雷・不発弾探査の研修を行うCMACのリティサック氏（手前右）（写真：JICA）

的に対応できます。さらに、がれきの運搬やインフラ建設用のアタッチメントに付け替えることで、地雷処理後の地域の復興をも支えます。世界でも高く評価され、

現在では12か国で使用されていますが、各国の実情に応じた仕様になっています。雨宮氏は、「ウクライナでは、直接現場を見られない困難さに直面しつつ、写真や動画を見て現場の状況を研究し、またウクライナ側の声を直接聞きながら、地雷除去機側面からの飛散物を防ぐための保護カバーを追加した。」と語ります。現地からは「最新の地雷除去機は既に実際の条件で試運転されており、除去員はその機能をうまく活用している。」との声が届いています。日本はその後も地雷除去機の供与を続け、2024年12月現在、供与予定であった12台全てが出荷されました。

CMACで長年にわたり日本企業による機材開発や運用・監理に従事し、留学経験のあるウクライナへの地雷対策にも協力するスレイ・リティサック職員は、「一般的な金属探知機や建機と異なり、地雷除去関連機材は繊細な操作が求められる。訓練に加えて繰り返しの練習が必要だ。」と、継続的な取組の重要性を強調します。地雷・不発弾分野の専門家としてCMACに派遣中の林明仁氏は、「カンボジアで実施中の日本の技術協力では、CMACが自国の経験を他国の地雷対策に一層貢献できるよう、その組織的な能力の強化を支援している。ウクライナへの地雷対策への協力についても、継続が必要という認識を共有している。」と、今後の展望を見据えます。雨宮氏は、「カンボジアは日本が何年もかけて関係を築いてきた地雷対策の仲間で、彼らと共に他国の地雷対策の歩みを進められることは誇らしい。日本は各国と協力し、平和を推進する国であってほしい。」と、この事業への思いを語ります。

日本は、引き続きカンボジアとの協力を通じて、各国の地雷対策に貢献していきます。



松田駐ウクライナ日本国大使（当時）、クリメンコ・ウクライナ内務大臣、松永JICAウクライナ事務所長らとともに現地ウクライナでの地雷除去機の供与式に参加する雨宮氏（一番左）（写真：株式会社日建）

めにも極めて重要であり、日本は、各国や国際機関と協力して、海上交通の安全確保を始めとする海洋安全保障協力の取組を推進しています。

また、国際的な組織犯罪やテロ行為は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本は、国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などの国際協力を推進しているほか、違法薬物対策などの国際組織犯罪対策に関する国際協力を行っています（サイバー空間に対する脅威への対策については41ページの第Ⅲ部1（2）を参照）。



グアテマラにおける、交番システムの普及を通じた地域警察プロジェクト（写真：JICA）

## 日本の取組

### ■ 治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度作り、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、警察庁は、2001年から継続してインドネシアへ専門家派遣、研修、技術協力プロジェクトを実施していますが、2024年は、同国の国家警察の改革を支援するプログラムの一環として、兵庫県警において幹部候補生を受け入れて研修を行いました。警察庁は、このほか、アジアやアフリカ、大洋州などの各国から研修員を受け入れ、日本の警察の在り方を伝えています。

## ■ 海洋

日本は、海における法の支配の確立・促進のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関の法執行能力などの向上を途切れることなく支援しているほか、開発途上国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、フィリピン、ベトナムなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含む日本にとって重要なシーレーンの沿岸国に対して、研修・専門家派遣を通じた人材育成も進めています。例えば、船舶の安全な航行に必要な国際的基準に沿った海図を作成するための能力向上支援、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関を通じた海上保安機関への海上法執行や海難救助などに関する研修、海上交通の安全性向上と航路の混雑緩和を目的とした船舶運航支援業務（VTS：Vessel Traffic Service）の運用に携わる人材の育成等を実施しています（自由で開かれた海洋のための取組については外務省ホームページを参照 [注46](#)）。

さらには、サモア、ミクロネシア連邦などの太平洋島嶼国<sup>1)</sup>に対しても警備艇などの海上保安関連機材の供与や、無償資金協力による「太平洋島嶼国における効果的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN連携／UNODC実施）」などを通じた支援を行っています。このほか、2022年の日米豪印首脳会合でMDAに関する情報共有を促進するための「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」を表明して以降、地域諸国に対し、船舶自動識別装置（AIS）で位置情報を示さないグループの検知に係る能力構築等、ソフト面での支援についてUNODCを通じて実施しており、不法な活動を含め、排他的経済水域における活動をより良く監視できるよう支援しています。

日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、締約国などの海上法執行機関の能力構築を目的とした包括的な研修を支援しています。2024年はReCAAP締約国13か国が参加し、各国からベストプラクティスが共有され、参加国の海賊対処関連の知識向上や沿岸国同士の協力促

[注46 自由で開かれた海洋のための取組](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html) [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22\\_001603.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html)

進に資するものとなりました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対し、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針<sup>注47</sup>の実施のために設立した信託基金を通じ、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立されており、同地域訓練センターは、日本のみならず、EU諸国といった同志国の活動にも利用され、ソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。

また、2024年には、UNODCを通じ、アフリカ東部およびギニア湾周辺沿岸国に対して、海上犯罪や海賊対策に対処するための海上法執行機関の能力強化などの支援も実施しました。



ジブチ「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト・フェーズ3」における制圧訓練の様子（写真：海上保安庁）

海上保安庁の協力の下で、アジア・ソマリア周辺海域などでの海賊対策のための「海上犯罪取締り研修」も実施しており、2024年は17か国から21人の海上保安機関職員が参加しました。日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために累計で5.99億ドルの支援も実施しています。

海上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力の強化も重要です。

国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、公

益財団法人日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2023年12月までに51か国から98人の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。

## ■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、農業、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。

地球観測衛星などを活用してアジア太平洋地域の災害管理への貢献を目的とする国際協力プロジェクト「センチネルアジア」は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を中心に2006年に活動を開始し、現在は宇宙機関や防災機関などを含む123機関が加盟し、延べ490件以上の緊急観測要請に対応しています。また、様々な衛星観測データを解析・統合した衛星全球降水マップ（GSMaP）を通じ、全世界の降水情報を提供することで、地上観測網の空白域における降水の推定に貢献しています。アフリカやアジア太平洋地域で各国気象機関などの能力構築支援も実施し、2023年度には延べ50人以上に対して、GSMaP利用に向けた研修を実施しました。今後、GSMaP利用ガイドラインも公開し、関係国のさらなる能力構築に貢献します。

宇宙開発利用に取り組む新興国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した宇宙環境利用の機会提供や超小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2023年6月から12月にかけては、「KiboCUBE」プログラム<sup>注48</sup>の新たな公募（第8回公募）を実施し、タンザニアとコートジボワールの機関からの共同提案を採択しました。2024年現在、同プログラムにおいては、当該第8回公募での選定機関に加え、過去の公募で選定された中米統合機構（SICA）およびメキシコが超小型衛星の開発を行っています。

<sup>注47</sup> ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

<sup>注48</sup> 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を開発途上国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。

宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っています。日本は2021年度から国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を開始して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。2024年度には、宇宙活動の監督や許認可に焦点を当て、フィリピンおよびタイを対象国として実施しました。



「Bangladeshにおける全球測位衛星システム連続観測点高密度化及び観測所近代化計画」における、電子基準点管理システム・データセンターユニット設置候補地の様子（写真：JICA）

## ■ テロ対策

テロは世界各地で引き続き発生しており、テロ対策は各国にとって引き続き重要な課題となっています。新型コロナウイルス感染症対策による国際的な移動規制が緩和されたことで、テロリストの移動対策や国境管理といった従前の課題も再び重要性を増しています。

さらに、近年は、インターネットやSNSの普及に伴い、オンライン上で暴力的過激主義思想が拡散しているほか、オンライン詐欺や暗号資産（仮想通貨）を悪用した資金洗浄（マネー・ローンダリング）<sup>注49</sup>やテロ資金の問題、あるいは、ドローンなどの新興技術を悪用した新たなテロへの対策が課題となっており、国連やG7のみならず、ASEANなどの地域的取組を

通じて、世界各国がこれまで以上に協力して対策を講じていく必要があります。

2024年5月、日本はインドのニューデリーにおいて、第6回日印テロ対策協議会を開催し、世界のテロ情勢や脅威認識について、また、新興技術を悪用したテロへの対策や、過激化対策、テロ資金対策について意見交換を行いました。このように、各国と協力しつつ、引き続き世界のテロのリスクの低減に向けた取組を行っています。

## ■ 違法薬物対策

日本は、国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2024年はUNODCへの拠出を通じて、東南アジアなどの国々の関係機関との連携を図り、新規化合物<sup>注50</sup>を含む違法薬物の流通状況の監視や国境での取締能力の強化を行ったほか、薬物製造原料となるけしの違法栽培状況の調査などを継続的に実施し、グローバルに取り組むべき課題として違法薬物対策に積極的に取り組んでいます。

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国を招き、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する情報共有や協力体制の強化を図っています。

## ■ 人身取引対策

日本は、人身取引<sup>注51</sup>に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。

日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対して母国への安全な帰国支援や、被害者に対する精神保健・医療的支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています。日本は、二国間での技術協力、UNODCなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、東南アジアなどの人身取引対策・法執行能力強化に向けた取組に貢献しています。また、人の密輸・人身取引および国際的な犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加などを行っています。

<sup>注49</sup> 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

<sup>注50</sup> 新しく合成される精神活性物質（NPS：New Psychoactive Substances）、あるいは「危険ドラッグ」とも呼ばれ、規制対象となる薬物（麻薬等）と類似した効果を得るために合成された物質で、合法的な医薬品とは認められていないもの、まだ規制されていない向精神作用を呈する化合物をいう。

<sup>注51</sup> 女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪（人身取引議定書第3条（a）も参照）。

## ■ 国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与対策

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、金融活動作業部会（FATF）<sup>注52</sup>などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与の対策に係る議論に積極的に参加しています。世界的に有効な資金洗浄やテロ資金供与対策を講じるためには、FATFが定める同分野の国際基準を各国が適切に履行することにより、対策の抜け穴を生じさせない、といった取組が必要です。そのため、資金洗浄やテロ資金供与対策のキャパシティやリソースの不足等を抱える国・地域を支援することは、国際的な資金洗浄やテロ資金供与対策の向上に資することから、日本は、加盟国間の相互審査等を通じ、非FATF加盟国によるFATF基準の履行促進を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia/Pacific Group on Money Laundering）が行う技術支援等の活動を支援しています。

## (3) 法制度整備支援、民主化支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、開発途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

その際、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる原因にもなります。そこでドナー国は、公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必

要があります。

統治と開発への国民参加および人権の擁護・促進といった民主主義の基盤強化も、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対して、公正かつ透明性が確保された選挙を実施するための支援や、国民の知る権利を保障し、表現の自由を守るためのメディアに対する支援などを通じて、民主化への動きを後押しすることが重要です。

## 🌐 日本の取組

### ■ 法制度整備支援

日本は、各国における法の支配の確立、グッド・ガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権尊重、投資環境の改善等のため、法制度整備支援を積極的に実施しています。具体的には、法・司法制度の改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、監査、公共投資など）に関する支援をインドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ケニア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、ベトナム、モンゴル、ラオスなどの国々で行っています。例えば、カンボジアでは、1990年代まで20年以上にわたって続いた内戦により、多数の法律が廃止され、法曹人材を含む知識人が大量に虐殺された歴史的な経緯もあり、民事法の適切な解釈・運用が定着するには、いまだ多くの課題が存在します。このため、日本は20年以上にわたり、民事法の起草・普及を支援するとともに、裁判官を始めとする民事法を運用する法曹人材の育成支援を行っています。

また、2023年のG7広島サミットにおいて、ウクライナの法制度改革、とりわけ、司法部門および法の支配の促進における改革支援が宣言されたことを踏まえ、効果的な汚職対策支援プログラムの策定と支援プログラムの重複防止等を目的としたウクライナ汚職対策タスクフォースが、同年7月のG7司法大臣会合にて、日本の提案により設置されました。2024年11月には、第3回会合を東京で開催し、G7各国法務省、EU、国連を始めとする国際機関、ウクライナ汚職対

注52 1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された。

# 実証AIを活用したパトロール業務の最適化による治安の改善

～ブラジルの警察に最新のデジタル技術を導入して業務効率化を推進～

ブラジルは、殺人や強盗などの凶悪犯罪が多数発生するなど、世界的にも犯罪率が高い国の一つです。治安の改善とその維持が重要な課題となっていますが、警察の人材不足などの理由で、犯罪防止のためのパトロールや監視活動が十分ではないという課題に直面しています。

そのような課題に、人工知能（AI）を活用した独自の犯罪予測システムを使って取り組んでいるのが、株式会社 Singular Perturbations（シンギュラーパータベーションズ、以下SP社）です。SP社は、理論物理学の枠組みを用いた独自の手法により、地域の犯罪統計や人口、天気、建物構造や道路種別などの情報から、いつ・どこで犯罪が起きるかを高精度・高速に予測するシステム CRIME NABI を開発・提供する日本企業です。イタリアでスリ被害に遭った創業者がその経験をきっかけに起業し、CRIME NABIを開発しましたが、治安の良い日本国内でニーズを開拓する困難に直面し、海外展開も視野にビジネスモデルを模索する中で巡り会ったのがブラジルでした。

ブラジル支社代表取締役の倉智隆昌氏は「発生した犯罪の対応に重きを置く日本と異なり、ブラジルでは犯罪予防のニーズが高い。人口増加が進む都市部において警察組織は24時間体制で防犯対策をとっているが、一人で20画面の監視カメラの映像を見るなど、人材が不足している。より高精度でリアルタイムな犯罪予測情報を導き出すことができる CRIME NABI の需要は高い。」と説明します。

SP社は、2023年6月から中小企業・SDGsビジネス支援事業<sup>注1</sup>を活用し、州警察や市警察へ犯罪予測を活用したパトロール業務支援サービスの提供を始めました。「一民間企業では面談取り付けさえ難しかったと思う。日本が長年にわたり、日本式の地域警察モデルの導入を通じて同



フォルタレーザ市安全局との署名式に参加した倉智氏（写真左）（写真：株式会社 Singular Perturbations）

国の治安改善を支援してきていることも、同国の警察組織からの信頼と理解を得る上で功を奏した。」と、倉智氏はJICA事業活用のメリットを語ります。

「警察組織は、セキュリティの観点から外部への犯罪統計情報の提供に慎重だった。そこで、自らの組織内でデータを分析し犯罪

多発地域と時間等を特定できるツールと、防犯監視業務計画を策定するシステムを提供することにした。CRIME NABIを使って『この場所、この天気なら、この時間に犯罪が起きやすい』



アマパ州軍警察に対し、犯罪予測システム CRIME NABI の説明をする柏原氏（写真右）（写真：株式会社 Singular Perturbations）

といった犯罪予測ができるようになれば、効率的なパトロールも可能になり、また、重点監視対象となる防犯カメラリストの作成を支援することで、焦点を絞った監視活動が可能になる。」と、倉智氏は現地の事情に応じてビジネスモデルを構築していった過程を説明します。

SP社は、人口規模で国内第2位、経済規模で国内第3位のミナス・ジェライス州ベロ・オリゾンテ市において、銅製のケーブル盗難が急増し、信号機、工場や病院の電力供給に影響が出ていることに注目し、2023年8月から2か月にわたり、ケーブル盗難を対象に実証実験を行いました。その結果、盗難事件数が実証実験前の2か月間で発生した543件から69%減となる171件まで減少し、その有効性が確認されました。同市の市警団<sup>注2</sup>は、同年12月から、CRIME NABIの業務での運用を開始しています。SP社は、JICA事業が終了した2024年9月時点で、日系企業も多く進出するサンパウロ州の軍警察を含む5州5機関と、実証実験を始めるためのトライアル契約を締結し、また6州6機関ともトライアル契約締結に向けた協議を行っています。また、政府機関のみならず、民間企業とのビジネス展開も視野に、重要な資源を広大な範囲で扱うため犯罪被害が発生しやすい鉱業、石油業界に対象を絞り継続的な議論を行っています。

ブラジル支社の総括マネージャー、柏原エンリケ氏は「将来的にはブラジル全州の警察組織とパートナーシップを結びたい。また、ホンジュラスやウルグアイ、メキシコなど治安の改善を課題としている他の中南米諸国にもビジネスを展開していきたい。」と今後の展望を話します。

注1 130ページの用語解説を参照。

注2 ブラジルには、連邦警察、州政府管轄の軍警察、文民警察、市警団など複数の警察組織があり、屋外パトロールは軍警察、防犯のための市内カメラモニターの監視は市警団が担っている。

策機関からの参加者約40人とともに、活発な議論を行いました。

そのほか、2021年3月に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議<sup>注53</sup>（京都 कांग्रेस）において採択された「京都宣言」<sup>注54</sup>の実施においてもリーダーシップを発揮しています。2024年6月には第3回アジア太平洋刑事司法フォーラムを開催し、アジア太平洋地域の23の国・機関の刑事司法実務家が、国境を越えた犯罪収益の回収や女性受刑者の処遇をテーマに活発な意見交換を行いました。さらに、同年6月から7月にかけて、2023年のASEAN・G7法務大臣特別対話において日本の提唱により創設されたASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムの第1回会合を開催し、ASEANおよびG7の18の国・機関から約60人の法務省等の若手職員が参加し、各国の政策的課題や、法の支配に関する各国の共通の課題についての協議を行う等して相互理解を深め、今後の協力の礎となるネットワークを形成しました。このほか、7月には、第10回太平洋・島サミット（PALM10）の開催に先立つ記念事業として、シンポジウム「太平洋島嶼国・地域における法の支配と国際協力」を開催しました。フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦およびサモアから閣僚を含む政府高官が参加し、また同地域の伝統的なパートナー国であるオーストラリアおよびニュージーランドからも幹部職員が参加し、パネル・ディスカッションを行いました。参加者からは、法の支配の重要性を認識しつつも、能力構築への課題が多く発言されました。特にフィジーからはJICA主催の汚職防止研修に言及しつつ、「更生保護や矯正の分野、その他の法務・司法分野における能力構築のプログラムも実施してほしい。」といったコメントが寄せられました。オーストラリア、ニュージーランドからは、能力構築支援が重複しないよう調整することに加えて、地域のニーズに沿った研修を行う重要性が示されました。

法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上支援について、具体的には、法律実務家などの人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。司法省職員、裁

判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズ、最新の国政情勢、国連等の国際機関の活動を踏まえて、法令の起草、法制度の運用改善や関係職員の能力向上などをテーマとした研修を実施しています。

日本は、開発途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。その一つとして、2022年4月からは、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ラオスの不動産法制に関する比較研究を行う場として、アジア・太平洋不動産法制研究会を定期的に開催しており、2023年10月には第11回国際民商事法シンポジウムを開催しました。

### ■ 不正腐敗対策などのガバナンス支援

日本は国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局であるUNODCへの協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、司法や法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。

日本は、国連との協定に基づき法務省が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）<sup>注55</sup>を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。



第26回汚職防止刑事司法支援研修の様子（写真：UNAFEI）

<sup>注53</sup> 5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議。事務局は国連薬物・犯罪事務所（UNODC）。

<sup>注54</sup> 犯罪防止、刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針を示す京都 कांग्रेसの成果文書。

<sup>注55</sup> 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本政府との間の協定」に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されており、設立以来、144の国・地域から6,600人を超える卒業生を輩出している。



**コミュニティと行政の協働を通じた包摂的で公正な開発の実現に向けて**

1996年の地方分権化以降、タンザニアの地方自治体は初中等教育、医療、ごみ処理、道路整備、地域振興など、多岐にわたる役割を担っています。一方、これら広範な業務を担うだけの人材や予算は限られており、十分な行政サービスの提供は困難な状況でした。

日本はこれらの課題に対応するために、2002年以降、コミュニティ自らが課題・優先事項を特定し、地方自治体とコミュニティが協働して公共サービスを提供し、地域開発に取り組む仕組みである独自の参加型計画策定手法、いわゆる改良O&OD<sup>注1</sup>の開発や、この手法を全国に普及するための支援を行ってきました。



住民によるコミュニティ道路建設。ファシリテーター（行政普及員）がこれらの活動を継続的に支援。（写真：JICA）

本事業では、普及した改良O&ODのさらなる定着と浸透を目標として活動しています。大統領府地方自治庁は、JICA専門家の支援の下、全国26州184県の開発担当者の研修や、

県の開発計画策定・事業実施状況のモニタリング・評価を行いました。その結果、2023年7月からの1年間で、全国で道路の整備、診療所や学校の建設といった1,600にものぼる自助努力による活動がこの手法に基づき実施されています。



コミュニティの切なる願いであった診療所を住民自身で村内に建設。地方自治体が施設天井部の設置を支援。（写真：JICA）

タンザニアでは改良O&ODを通じ、コミュニティ自らが開発の主体として強化され、パートナーとしての地方自治体の役割も強化されてきました。人口が急激に増加するアフリカでは、地方自治体が担う役割は今後も大きくなることが予想されます。日本は、自治体と住民の共助による開発を引き続き支えていきます。

注1 Opportunities and Obstacles to Developmentの略称。

具体的な取組の一例として、1998年から汚職防止刑事司法支援研修を、新型コロナウイルス感染症拡大により中止になった年を除き毎年度1回実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2024年10月から11月にかけて、「腐敗の予防、摘発及び訴追の強化と官民の連携」を主要課題として、26回目となる同研修を実施しました。同研修には、20の国・地域から合計25人の刑事司法実務家が参加しましたが、この中にはウクライナからの参加者4人も含まれています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を新型コロナウイルス感染症拡大により中止になった年を除き毎年度1回開催してきました。2024年から同セミナーに代わり新たに「日ASEAN刑事司法セミナー」を開始し、同年

12月、その第1回として「ASEANにおける国際協力の強化：効果的な捜査共助のための新たなツールの活用」を主要課題とするセッションと「ASEANにおける過剰収容対策、とりわけ非拘禁措置を活用した加害者処遇の実情とその課題」を課題とするセッションを同時に開催しました。第1回セミナーには、ASEAN加盟国のうち9か国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ラオス）と東ティモールの合計10か国から刑事司法実務家が参加しました。

UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の開発途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。例えば、2024年においては、1月から2月にかけて「21世紀の矯正施設運営－ネルソン・マンデラ・ルールズを中心として」をテーマとする第183回国際高官セミナーを、5月には「人身取引の現状と対策、とりわけ性的搾取を目的とする人身取引の

現状と対策」をテーマとする第184回国際研修を、9月から10月にかけて「矯正施設内での不適正処遇や腐敗の防止－矯正施設における更生的風土の醸成」をテーマとする第185回国際研修を、それぞれ対面方式で実施しました。

## ■ 民主化支援

民主化の促進に向けた支援の一例として、日本は、コソボにおいて、2015年1月から、「公共放送能力向上プロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、多民族が混在している地域での取材における情報精度の向上にむけて、少数民族地域や他民族混住地域の支局開設の準備や、JICA専門家によるOJTやワークショップを通じて報道・番組製作・技術スタッフの能力向上を支援しています。また、南スーダンでは、公共放送局である南スーダン放送局（SSBC）が南スーダン全国において国民に信頼される放送を行うことができるよう、地方スタッフを含めた同放送局の総合的な能力向上等に向けた支援を行っています。

## (4) 自然災害時の人道支援

近年、気候変動の影響もあり、短時間・局所的といった異常な集中豪雨の発生頻度は世界的に増加しており、洪水や土砂災害による被害も激甚化・頻発化の傾向にあります。開発途上国では、経済・社会基盤が脆弱であるため、災害により大きな被害を受ける国が多くあり、国際社会からの支援が求められています。

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。協力体制には、人的援助、物的援助、資金援助があり、災害の規模や被災国等からの要請内容に基づき、いずれかまたは複数を組み合わせた協力を行っています。

## 🌐 日本の取組

人的援助として国際緊急援助隊があり、(i) 救助チーム、(ii) 医療チーム、(iii) 感染症対策チーム、(iv) 専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動に関

する専門的な助言・指導を行う）、(v) 自衛隊部隊（特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）を、個別に、または組み合わせて派遣します。

物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外5か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。

2024年には、モンゴルで発生した雪害、パプアニューギニアの地滑り、アフガニスタンの洪水、ブラジルの豪雨、中米カリブ地域のハリケーン、ベトナムの台風、ホンジュラスの熱帯暴風雨、ボリビアの森林火災による被害に対応し、JICAを通じて、テント、毛布、プラスチック・シート、浄水器、消火用資機材などの緊急援助物資を迅速に供与しました。

資金援助としては、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等の救援を目的として、被災国政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。

2024年には、洪水の被害に見舞われたエチオピア、ソマリア、ケニア、バングラデシュ、また、地滑り被害を受けたパプアニューギニア、台風被害を受けたベトナム、ミャンマーに対して、国際機関を通じて、水・衛生分野における支援や、シェルターや食料の提供支援などを行いました。



ホンジュラスの熱帯暴風雨被害に対して、ロドリゲス・ホンジュラス外務国際協力次官（国際協力担当）（写真右から2人目）に緊急援助物資を供与する中原駐ホンジュラス日本国大使（写真右から3人目）（写真：JICA）

日本のNGOはODAを活用した被災者支援を行っているほか、国際機関などが緊急援助活動を実施する

## 紛争と洪水に苦しむ「アフリカの角」地域の人々の命と生活を守る

長引く紛争や気候変動、昨今の国際情勢を受けた世界的な食料・エネルギー価格の高騰等の複合的な影響等を受けて、「アフリカの角」地域<sup>注1</sup>では、多くの人々が故郷を追われています。2023年10月以降、豪雨による洪水が繰り返し発生し、生活環境は一層厳しさを増し、新たに200万人以上が避難を余儀なくされる事態に直面しています。

そこで、日本政府と国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、「アフリカの角」地域に位置するエチオピア、ソマリア、ケニアの3か国で、洪水被害に遭った人々の命を守り、避難民とその受け入れ地域の人々の生活を支える支援を実施しました。

本事業の対象であるエチオピア東部のソマリ地域では、40年以上にわたり隣接するソマリアから35万人以上の難民を受け入れており、また洪水被害も甚大です。UNHCRは、日本からの支援を活用し、仮設避難所の整備、清潔な飲み水や医療サービスの提供、衛生習慣についての啓発活動、ジェ



日本の支援によってエチオピアの難民居住区に設置されたタンクで水を汲む難民の家族（写真：UNHCR）



エチオピアで、難民の生徒と受け入れコミュニティの生徒が共に学ぶ小学校を訪れた小坂渉外担当官（中央）（写真：UNHCR）

ンダーに基づく暴力の防止対策などを強化し、約22万人の生活改善に寄与しています。

UNHCRエチオピア事務所の小坂<sup>こさか</sup>順一郎渉外担当官は、「長期化する紛争や気候変動への対応では、中長期的な視点での支援が不可欠。エチオピアでは日本の強みでもある『人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）』のアプローチを通じて、人道危機の初期から持続的な開発の視点をいかして、既存の公共サービスの活用や地域社会の危機対応能力の強化などに力を入れている。」と話しています。

注1 アフリカ大陸の北東部のインド洋と紅海に向かって「角」のように突き出た地域の呼称で、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる地域のこと。

際のパートナーとしても活躍しています。ジャパン・プラットフォーム（JPF）<sup>注56</sup>は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道支援を行っており、JPFの加盟NGOは、ケニア（気候変動による干ばつや洪水）、アフガニスタン（地震）、バングラデシュ（洪水）、ウクライナ（紛争）など、現地政府の援助が届きにくい地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています（実績などは134ページの第V部1（3）を参照）。

自然災害の多い日本と東南アジア諸国にとって、災

害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を支援し、その災害等への対処能力の向上等に貢献してきました。2024年も引き続き、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するASEAN緊急災害ロジスティック・システム（DELSA）の構築および同システムを活用した支援や、被災状況の緊急評価等を行うASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）やASEAN各国防災機関の幹部候補職員を対象とした人材育成を行っています。

注56 137ページの用語解説を参照。